

平成26年度 第4回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成26年6月30日（月）13時30分～14時45分
開催場所	関内中央ビル 10階大会議室
出席委員	佐土原委員（会長）、奥委員（副会長）、赤羽委員、岡部委員、菊本委員、工藤委員、後藤委員、小堀委員、津谷委員、水野委員
欠席委員	池邊委員、小熊委員、木下委員、田中委員、中村委員、葉山委員
開催形態	公開（傍聴者 14人）
議 題	（仮称）上郷開発事業に関する修正届について
決定事項	平成26年度第3回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する
報告事項	株式会社NIPPO（仮称）横浜第2リサイクルセンター新設事業計画段階配慮書に関する配慮市長意見について

議事

- 1 平成26年度第3回横浜市環境影響評価審査会会議録確認
- 2 議題

（仮称）上郷開発事業に関する修正届について

ア 答申案について事務局が説明した。

イ 審議

なお、以下文中での略称は次のとおりとする。

- ・（仮称）上郷開発事業が環境に及ぼす影響について（答申）（案）→答申案
- ・（仮称）上郷開発事業環境影響評価について計画の修正に伴う評価書との比較（修正届添付資料）→修正届添付資料

【佐土原会長】 事務局から、答申案についての欠席委員の意見を紹介してください。

【事務局】 田中委員から2点、中村委員から2点の意見をいただいています。

田中委員からの1点目は、答申案2ページの修正内容一覧表において、項目1から4は、「代表者の変更」や「修正なし」という表現ではなく、内容を記述したほうがよいという意見です。特に事業の目的については、修正届添付資料17ページにある具体的記載をここでも掲載した方がよいとのことでした。

2点目は、答申案6ページ（8）アの「再生可能エネルギー」の前に「建物の省エネルギー化と合わせて」という表現を追記して、「温室効果ガスの排出量削減を図るため、建物の省エネルギー化と合わせて再生可能エネルギーの導入を行い、導入率は10%以上としてください。」としてはどうかとのことでした。

中村委員からの1点目は、答申案4ページ1（1）、1段落目の後段、「採用など、」の後ろに、「旧事業計画での予測値を上回る項目での配慮をはじめ」という表現を追記し、「なお、事業実施に当たっては、工事用車両の低公害化や速度制限の遵守、低騒音・低振動型建設機械の採用など、旧事業計画での予測値を上回る項目での配慮をはじめ一層の環境影響の低減に努めてください。」としてはどうかとのことでした。

2点目は、答申案5ページ（2）開発区域外からの土砂の搬入の上から3行目、「土砂の発生現場」は、「土砂の採取現場」という表現のほう

が適切ではないかという意見でした。

欠席委員からの意見は以上です。

【工藤委員】 答申案3ページ8.2計画の概要(2)造成計画の修正内容の欄の「切土量の減少(約42万㎡減)、盛土量の減少(約20万㎡減)、土量約22万㎡の搬入」について、単位の確認ですが、㎡(平方メートル)ではなくm³(立方メートル)ではないでしょうか。

【佐土原会長】 ここは、m³(立方メートル)でよろしいでしょうか。

【事務局】 土量なので、m³(立方メートル)に修正させていただきます。「㎡」だと分かりにくいので、「立方メートル」という表記に修正します。

【奥副会長】 答申案4ページ「第2 審査意見」の書き方ですが、これは本審査会会長名で市長あてに出す答申ですが、事業者に対して「～をしてください」という書き方になっています。

「1 事業計画の修正に伴う環境影響の変化」の部分で、「このため、事業者は、環境影響評価項目を選定のうへ、評価書の環境保全目標を変えることなく予測・評価を行い、旧事業計画での予測・評価結果と比較しています。」の次に、すぐに3つの項目についての事業者に対する意見が始まっています。事業者は予測・評価結果と比較していて、それに対して審査会が3点についての意見を言うということがつながるように文章の補足が必要だと思います。「3点について、事業者に対する審査会の意見はこうです。」ということ(1)から(3)まで言いまして、その次の答申案5ページ「以上を踏まえ、」でつながるのはおかしいと思います。(1)から(3)を指摘しつつも、修正届出添付資料の内容は概ね妥当であって、指摘したことも含めた環境保全措置が確実に履行されれば、事業計画の修正に伴う環境に及ぼす影響が、環境保全目標を超えて増加するおそれはないと認めます。ということで、ここはある意味、審査会の判断を示している部分にまとめたということだと思いますが、まとめにつながるまでの文章の流れがうまくつながっていないので、文章表現を修正していただきたいと思います。

答申案5ページ「2 旧事業計画に対する審査書における市長意見への対応」、「3 環境に配慮すべき事項」についても、「～をしてください」と、事業者に対する表現になっています。こういうことを事業者にしっかり求めるとともに、履行させてくださいと審査会から市長にいう流れでないと、おかしいと思います。

【事務局】 ご指摘していただいたとおり、表現の仕方が通常「何々に努めてください」ではなく、「何々に努めることが必要です」という市長に対する意見の表現になっていますので、そのように修正したいと思います。併せて、文章のつながりについてもご指摘のとおりなので、審査会の意見と事業者が努めなければいけないことがはっきり分かるように対応したいと思います。細かいところについては、奥副会長に相談させていただきます。

【岡部委員】 答申案6ページに「報告してください」や「検証してください」という表現があります。例えば(8)イに、「安定したエネルギーの確保についても検討してください」とありますが、これは検討すればそれでよいということでしょうか。

【佐土原会長】 私も表現が不十分ではないかと思います。「災害時における再生可能エネルギーの確保に努める」のところの、災害時における確保に努めると

いうところもよくわからない表現ですし、「医療施設等では自家発電装置の設置や利用等による、安定したエネルギーの確保」についても、自家発電装置の設置だけで安定したエネルギーの確保につながるのか、また他の方法もありますので、ここの表現については、「検討してください」も含めて、再考が必要かと思えます。

【事務局】 わかりにくいとの指摘なので、表現の工夫が必要かと思えます。

【佐土原会長】 それではこの部分については、私のほうから具体的にどうするかを含めて、提言させて頂いて文章をまとめ直したいと思えます。

【津谷委員】 答申案「第2 審査意見」について、いくつか事業者に対してお願いしたいことが記述されていますが、答申案5ページ「3 環境に配慮すべき事項」に具体的なものもありますが、ここの書き分けはどうなっているのですか。

【事務局】 答申案4ページ「1 事業計画の修正に伴う環境影響の変化」については、事業計画の修正に伴って環境への影響が増加するおそれがある部分、特に交通関係、外部から土を入れることによる影響等、事業計画の修正によって影響する部分のものです。

答申案5ページ「3 環境に配慮すべき事項」は、修正によるものではないが、最新の知見に基づいて、より良い事業計画にするために配慮していただく事項です。

【津谷委員】 答申案5ページ「以上を踏まえ、修正届添付資料の内容は概ね妥当であり、環境保全措置を確実に履行することにより、事業計画の修正に伴う環境に及ぼす影響が、環境保全目標を超えて増加するおそれはないと認めます。」とありますが、ここでいう環境保全措置については、「3 環境に配慮すべき事項」の部分は入らないのですか。

【事務局】 市民との連携など、若干、重なっている部分はあると思えますが、基本的には含まれないと考えています。

【津谷委員】 答申案6ページ「(8) 地球環境への負荷の低減」は、以前のアセスの項目になかったと思えますが、これは、環境保全措置を確実に履行する部分に含まれない「3 環境に配慮すべき事項」でよいのですか。

【事務局】 地球環境への負荷の低減については、旧事業計画では評価項目に入っていませんでしたので、修正による影響ではないと思えます。その後、新たな評価項目として加わった項目なので、「3 環境に配慮すべき事項」に入れていきます。

【津谷委員】 そうすると、その部分については新しくアセスをやらないといけないのではないのですか。

【事務局】 もともと評価項目に入っていなかったもので、当時はそれに従って行いませんでしたので、修正による影響ではないと考えています。

【水野委員】 答申案5ページ「神奈中車庫前交差点の改良と信号現示の見直しについては関係機関と協議し、店舗施設の供用時まで実施してください。」の「見直し」とは、「見直した結果、改良しなさい。改良した結果を実施してください。」という意味だと思いますが、見直した結果、改良が必要ないということもあり得るのでしょうか。

【事務局】 神奈中車庫前交差点の改良とは、具体的には左折レーンの増設を意味しています。それと並んで、信号現示の見直しとは、赤信号・青信号あるいは歩行者信号現示パターンの見直しを意味しています。つまり交差点改良と信号現示の見直しという2つがあります。基本的にはどちらも

供用時までにする必要があることを意味しています。

【水野委員】 改良を見直すのではなく、改良は供用時まで実施してください、そして信号現示の見直しは関係機関と協議してから、必要に応じて実施してくださいという意味ですか。

【事務局】 交差点の改良も信号現示の見直しもどちらも関係機関と協議が必要な事であり、店舗の供用時まで実施すべきという意味です。

【後藤委員】 信号現示の見直しという表現があり、見直しが実施の目的語だと思われます。見直すだけでいいのですか。

【事務局】 「見直して、渋滞がクリアできるような信号現示にしてください。」という意味です。

【後藤委員】 見直した結果、改善するとか変更するとか、何かを実施しないといけないということですか。

【事務局】 そうです。見直されて実施しなければいけません。

【後藤委員】 文章上、「見直すだけ」と誤解されるかもしれません。

【事務局】 他にいい表現があるか検討したいと思います。

【赤羽委員】 実施という言葉に、見直しだけでなく交差点の改良までかかっており、両方の行為を履行する意味にせざるを得なかったもので、固い表現になっていると思います。交差点の改良にしても、現在の民有地を道路にして左折車線をつくるので、民の事業だけでは実施できず、関係機関との調整もあるため、こういう文になっているのだと思います。より適切な表現があれば、変えてもらったほうがよいと思います。

【佐土原会長】 欠席委員からの意見についてはいかがでしょうか。答申案2ページの修正内容一覧表に、修正なし等の表現ではなく内容を記載すべきという意見について、事務局から見解はありますか。確かに記載したほうがわかりやすいと思います。

【事務局】 答申案2ページからの表は基本的に、修正届添付資料13ページの表を転記したものです。修正届添付資料17ページに事業の目的等の記述はありますが、長文になるということもあり省略していました。内容を記載したほうが良いということであれば、盛り込んでいきたいと考えています。特に修正届添付資料17ページの「事業の目的」の①～⑤については記載したいと思います。

【佐土原会長】 今の①～⑤は、修正届添付資料17ページの内容ですか。

【事務局】 修正届添付資料17ページの「事業の目的」部分を全文入れますと、バランスが悪くなると思いますので、①～⑤だけ記載したいと思います。

【佐土原会長】 何かを参照しながら読む必要もなくなりますので、事業目的については①～⑤だけを記載することでよろしいでしょうか。

【小堀委員】 そのように修正するのなら、答申案2ページからの表の「修正内容」は「結果」にしないと修正がないのに表記があることになります。

【事務局】 修正届添付資料13ページ表のとおりということですね。

【菊本委員】 修正届添付資料17ページの2.1から2.3は答申案の1ページ目に記載されており、表は修正内容の確認のため、2.4事業の目的のところだけ追加されればよいと思います。

【佐土原会長】 菊本委員がまとめていただいた形がよいと思いますので、そのようにしてください。

田中委員からの、答申案6ページ(8)アの文に、「建物の省エネルギー化と合わせて」という表現を追記することについては、入れていただ

いたほうが、内容的には充実すると思います。

【事務局】 ご指摘のとおりに訂正します。

【佐土原会長】 中村委員からの、答申案4ページ1(1)の文に「旧事業計画での予測値を上回る項目での配慮をはじめ」という表現を入れるという指摘も、入れたほうが目的が明確になると思います。

【事務局】 ご指摘のとおりに修正します。

【佐土原会長】 答申案5ページ(2)「土砂の発生現場」については、とらえ方の問題で、最初から採取するために出てくるものではなく、工事現場で発生した土砂を使用するため、その趣旨を考えると、「発生現場」のほうが適切かと思いますがいかがでしょうか。

【事務局】 事業計画でも建設発生土を使うということですので、「採取現場」だと、建設資材などに使う石材の採石場などと誤解を生む可能性がありますので、原案どおり「発生現場」が適当と思います。

【水野委員】 先ほど私が指摘した部分の、答申案5ページ「神奈中車庫前交差点の改良と信号現示の見直しについては関係機関と協議し、店舗施設の供用時まで実施してください。」についてですが、「…協議したうえ、」としていただければと思います。

【佐土原会長】 それを含めて事務局でまとめていただきたいと思います。

【津谷委員】 手続上のことですが、答申案5ページ「3 環境に配慮すべき事項」は、事業者に対して、こういうことを行ってくださいと、市長は意見することになると思いますが、通常のアセス手続きでは、準備書の段階で求めて、評価書に事業者の見解が記載されると思いますが、今回はそのような機会はあるのですか。

【事務局】 市長意見の形で出しますので、事業者には、それに対する見解を出していただき公表したいと思っています。

【佐土原会長】 他に意見がなければ、本日の審議の確認を行いたいと思います。事務局から確認をお願いします。

【事務局】 答申案3ページ8.2計画の概要(2)造成計画で、単位を㎡(平方メートル)から立方メートルに修正します。

答申案4ページ以降の文書の全体的表現について、答申は審査会から市長あてですが事業者あての表現になっていることと、文章のつながりについての指摘を受けましたので、修正したいと思います。

答申案の中で、「報告してください。」や「検証してください。」という表現についてのご質問がありました。分かりにくいものについては表現の工夫をしたいと思います。

答申案4ページ「1 事業計画の修正に伴う環境影響の変化」と5ページ「3 環境に配慮すべき事項」の違いについての質問がありました。これに対して、事業計画の修正に伴うものと、それ以外の最新の知見等に基づくものとで分けている旨をご説明しました。

答申案5ページ「神奈中車庫前交差点の改良と信号現示の見直しについては関係機関と協議し、店舗施設の供用時まで実施してください。」についての文章表現についての指摘がありましたので、文章表現を検討します。

答申案5ページ「3 環境に配慮すべき事項」の取り扱いについて、通常のアセス手続きでは、後ほど事業者から対応が示されますが、今回はどうなるのかという旨の質問があり、市長意見に対し事業者から見解

を示していただくという旨の説明をしました。

欠席委員からの意見に対する内容について、答申案2ページの修正内容一覧表について、「4 事業の目的」の「新事業計画の立案に当たっての目標を追記」に、修正届添付資料17ページから①～⑤を抜き出して記載します。

答申案4ページ1(1)、1段落目の後段、「採用など、」の後ろに、「旧事業計画での予測値を上回る項目での配慮をはじめ」という表現を追記します。

答申案5ページ(2)の項目の、上から3行目、「土砂の発生現場」については、原案のままにさせていただきます。

答申案6ページ(8)アの文の「再生可能エネルギー」の前に、「建物の省エネルギー化と合わせて」という表現を追記します。

答申案6ページ「(8)地球環境への負荷の低減 イ」については、表現が分かりにくいとの指摘がありましたので、検討します。

【佐土原会長】 以上でよろしいでしょうか。

では、今回の答申案について、一部、内容・表現を修正する必要がありますが、これについては会長一任ということとし、答申を確定することによろしいですか。

【全 委 員】 異議なし。

3 報告

株式会社NIPPO（仮称）横浜第2リサイクルセンター新設事業計画段階配慮書について

株式会社NIPPO（仮称）横浜第2リサイクルセンター新設事業計画段階配慮書に関する配慮市長意見について事務局から説明したところ、委員からは特に意見はなかった。

資料

- ・（仮称）上郷開発事業が環境に及ぼす影響について（答申）（案）
- ・株式会社NIPPO（仮称）横浜第2リサイクルセンター新設事業に係る計画段階配慮書に関する配慮市長意見書（写し）